

仕様書

1 業務名 衛生研究所検体収集業務

2 担当部署 札幌市保健福祉局衛生研究所保健科学課

3 履行期間 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

4 業務概要

(1)各区の保健センターが受けた検体(主にHIV検査用の血液)を、各区保健センターから衛生研究所に搬送する。

ア 収集業務は、一月あたり10~11日で、1日に1~4箇所の保健センターから収集する。

イ 収集は、通常は車両1台とするが、冬期間(令和9年1月・2月・3月)の同一日に遠隔区(南区と手稲区)が予定されている日及び1日で4箇所が予定されている日は、道路事情を考慮し、車両2台でそれぞれ収集するものとする。

(※別紙1の予定表において表示した日とし、令和8年度は計6回を予定している。)

5 業務日

令和8年度各区保健センターHIV検査日予定表(別紙1)に記載されている月日とする。当日の12時00分頃までの間に、各区の保健センターからの連絡により検体収集の中止や予定変更が判明した場合は、受託者へその旨連絡をするものとする。なお、午後に検査受付を行う区については、中止や予定変更の連絡が間に合わないため、原則として当該区に赴くものとする。

6 収集方法

(1)収集日の13時00分~13時30分に衛生研究所に来所し、収集先の区を確認し、空のケースと「検体受領書」(別紙2)を受け取る。なお、12月15日は、12時30分に来所し、収集先に行くこと。

(2)該当区の担当者の所に行き、

ア 空のケースと検体の入ったケースを交換する。

イ 持参した「検体受領書」に区の担当者から署名をしてもらう。

ウ 保健センターの「検体引渡し確認書」(別紙3)に署名をする。

(3) 収集後、衛生研究所に検体と「検体受領書」を搬送する。

7 業務の完了

受託者は、業務終了ごとに委託者の確認を受けるとともに、月の業務完了ごとに「完了届」と「検体収集作業内訳書」(別紙4)を委託者に提出する。

8 契約金額

(1)所要時間の1時間あたりの単価とし、月の合計所要時間の端数は15分未満切り捨て、15分以上切り上げの30分単位とする。

(2)所要時間については、衛生研究所を出発し各区保健センターを回り、検体を収集した後、衛生研究所へ戻ってくるまでの時間とする。

9 安全対策等

(1)受託者は、検体を取り扱う者の安全確保及び事故防止等に対し、十分な指導を行うとともに、事故に対する一切の責任を負うものとする。

(2)各区保健センターから受領した検体入りの保冷箱は、事故防止のため検体が転倒しないよう防止策を講じるとともに、いかなる理由があろうとも搬送途中に保冷箱を開けてはなら

ない。

- (3)搬送途中の紛失等を防止するため、搬送途中の保管については、十分注意すること。(特にやむを得ず一時的に車から離れる場合は、ドア等の施錠を行うこと。)
- (4)受託者は本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の軽減に努めるものとする。
- (5)検体箱の取扱いには十分注意をするほか、疑問点等があれば担当者と相談する。

10 各区の保健センター

区	住 所	事務室の場所	部 署
中央区	中央区南3条西11丁目	4階 (健診フロア)	中央区保健福祉部 健康・子ども課
北区	北区北25条西6丁目1-1 北区役所北隣	2階	北区保健福祉部 健康・子ども課
東区	東区北10条東7丁目 東区役所南隣	2階	東区保健福祉部 健康・子ども課
白石区	白石区南郷通1丁目南8-1	3階	白石区保健福祉部 健康・子ども課
厚別区	厚別区厚別中央1条5丁目3-2	3階	厚別区保健福祉部 健康・子ども課
豊平区	豊平区平岸6条10丁目1-1	2階 (受付カウンター)	豊平区保健福祉部 健康・子ども課
清田区	清田区平岡1条1丁目	2階	清田区保健福祉部 健康・子ども課
南区	南区真駒内幸町1丁目3-2 南区役所西隣	2階	南区保健福祉部 健康・子ども課
西区	西区琴似2条7丁目1-20 西区役所西隣	3階	西区保健福祉部 健康・子ども課
手稲区	手稲区前田1条11丁目	2階	手稲区保健福祉部 健康・子ども課